

教育公報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教職員課	1頁
○	県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	福利・給与課	1頁
○	三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	2頁
○	三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	3頁
○	三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	5頁
公 告 ○	公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	5頁
○	公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	6頁
○	公立学校の位置変更届の受理	学校経理・施設課	6頁
人事異動 ○	三重県総合博物館協議会委員の任命について	社会教育・文化財保護課	6頁

訓 令

教委訓第2号

局中一般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項（1）一般事務の表第27項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

別表第2個別決裁事項（4）教職員課の表第7項第1号中「第15項」を「第16項」に改め、同表第17項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

別表第2個別決裁事項（5）福利・給与課の表第5項中「公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教委訓第3号

各県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
校種	職員	品目	数量	貸与期間	摘要	校種	職員	品目	数量	貸与期間	摘要
高等学校	技術職員	作業服 (上下)	1	1	実習船に乗船する職員に限る。	高等学校	技術職員	作業服 (上下)	1	1	実習船に乗船する職員に限る。
		夏シャツ	1	1				夏シャツ	1	1	
		雨ガッパ	1	1				雨ガッパ	1	1	
		帽子	1	2				帽子	1	2	
		ゴム長靴	1	2				ゴム長靴	1	2	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教委訓第4号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 健康管理医の手当額表 (第7条、第8条関係)			別表第1 健康管理医の手当額表 (第7条、第8条関係)		
基本額	加算額	加給額	基本額	加算額	加給額
219,000 円	2,900 円に 担当する職 員数（毎年 5月1日現 在における 職員数）を 乗じて得た 額	1日につき公立学校職員の給 与に関する条例（昭和30年三 重県条例第10号）第16条の規 定の例により算出した支給単 位期間が1か月である場合の 通勤手当の額の21分の1に相 当する額（10円未満の端数は、 切り捨てた額）	219,000 円	1,200 円に 担当する職 員数（毎年 5月1日現 在における 職員数）を 乗じて得た 額	1日につき公立学校職員の給 与に関する条例（昭和30年三 重県条例第10号）第16条の規 定の例により算出した支給単 位期間が1か月である場合の 通勤手当の額の21分の1に相 当する額（10円未満の端数は、 切り捨てた額）
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教委訓第5号

教育関係機関

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(産業医) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 産業医は、 <u>規則第15条の規定に基づき</u> 職場巡視を行うとともに、前項に掲げる事項について安全衛生管理責任者に対し勧告し又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言することができる。	(産業医) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 産業医は、 <u>定期に</u> 職場巡視を行うとともに、前項に掲げる事項について安全衛生管理責任者に対し勧告し又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言することができる。
(会議) 第18条 学校委員会の会議は、 <u>規則第23条の規定に基づき</u> 開催する。	(会議) 第18条 学校委員会の会議は、 <u>定期的に</u> 開催する。
(種類) 第19条 (略) (1) 定期健康診断 <u>総括安全衛生管理者が別に定める職員</u> を対象に年一回全員に実施する。 (2)～(4) (略)	(種類) 第19条 (略) (1) 定期健康診断 <u>県立学校に常時勤務する正規職員</u> を対象に年一回全員に実施する。 (2)～(4) (略)

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第8条関係)

衛生管理者選任報告書

年　月　日

総括安全衛生管理者 あて

安全衛生管理責任者(校長)

衛生管理者を下記のとおり選任しました。

記

学校名						
職員数	名					
フリガナ 衛生管理者名	生年月日	職名	担当教科	保健主事の 場合は○ をつけてく ださい。	資格取得年月日	
	年　月　日				年　月　日	
	年　月　日				年　月　日	
	年　月　日				年　月　日	

*「衛生管理者規程」第1条により厚生労働大臣により資格者として定められている者(教育職員免許法第四条の規程に基づく保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者)については、資格取得年月日の記入の必要はありません。

*職員数とは正規職員(事務職員及び技術員を含む。)・再任用フルタイム職員・臨時の任用職員(講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等)・育児休業等代替任期付職員・ALTの常勤職員・再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員です。
会計年度任用職員等は含まれません。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教委訓第6号

局中一般
教育関係機関

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程（昭和42年2月18日教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）の適用を受ける県立学校に勤務する職員及び」を削る。

別表南勢教4号～13号の項中「度会郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に改め、同表上野地区教1号～4号の項及び上野地区教5号～7号の項を削り、同表伊賀地区教1号～6号の項所在地の欄中「」を「伊賀市」に改め、同項住宅の管理事務を行う者の欄中「」を「上野高等学校長」に改め、同表ゆめが丘教1～4の項中「上野市」を「」に改め、同表名張地区教1号～2号の項中「名張青峰高等学校長」を「名張高等学校長」に改め、同表尾鷲教11号の項中「」を「尾鷲市」に改め、同表紀南教8号～12号の項中「」を「南牟婁郡御浜町」に改め、同表中勢地区教A1号～7号の項中「津市香良州町」を「津市」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和6年3月27日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
四日市市立八郷中央幼稚園	令和6年3月31日	園児数の減少に伴い、施設再編をするため
松阪市立大石幼稚園	令和6年3月31日	園児数が減少し、一定の集団規模が確保できなくなったため
鈴鹿市立白子幼稚園		
鈴鹿市立稻生幼稚園	令和6年3月31日	入園希望者が減少し、適正規模の集団による幼児教育が困難となったため
鈴鹿市立加佐登幼稚園		
鈴鹿市立栄幼稚園		
志摩市立浜島幼稚園		
志摩市立大王幼稚園	令和6年3月31日	令和6年4月1日より幼保連携型認定こども園として運営を開始するため
志摩市立志摩幼稚園		
志摩市立磯部幼稚園		
明和町立斎宮幼稚園	令和6年3月31日	切れ目のない子育て支援を充実させるために認定こども園を開園したため

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和6年3月27日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
松阪市立第一小学校市民病院分校	令和6年3月31日	休校となってから30年以上が経過し、長期療養が必要な児童生徒については、特別支援学校において、医療・福祉・教育の連携による多角的な支援が行われており、ICT等を活用した学習活動を行うことにより、リアルタイムでの授業の配信や、同時かつ双方向的にやり取りができる、再開する見込みがないため
松阪市立殿町中学校市民病院分校		

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

令和6年3月27日

三重県教育委員会

名 称	位 置		変更しようとする日	位置変更の理由
熊野市立五郷小学校	変更前	熊野市五郷町寺谷1123番地	令和6年4月1日	五郷小学校の屋内運動場が老朽化で使用できず、休校中の五郷中学校の体育館を活用していたが、五郷中学校の一部を改修し、移転することとなつたため
	変更後	熊野市五郷町桃崎1698番地1		

人 事 異 動

博物館法（昭和26年法律第285号）第24条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第28条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を任命しました。

令和6年3月27日

三重県教育委員会

1 任命する委員の氏名

安 西 清 磨
岩 崎 奈緒子
北 村 美 香
小 林 秀 樹
小 林 由 佳
駒 田 聰 子
染 川 香 澄
瀧 裕 司
中 島 伸 子
浜 辺 佳 子

林 千 智
船 越 幹 央
松 岡 智 香
吉 岡 基
渡 部 圭

2 任期 令和6年4月19日から令和8年1月18日まで

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会